

海外における新たな知見等の動向について

NTP (National Toxicology Program / 米国国家毒性プログラム)

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> • NTP は、13th Report on Carcinogens に おいて、以下の通り報告した。 • 1-Bromopropane Reasonably anticipated to be a human carcinogen • Cumene Reasonably anticipated to be a human carcinogen • Pentachlorophenol and By-Products of Its Synthesis Reasonably anticipated to be a human carcinogen • ortho-Toluidine Known to be a human carcinogen※ <p>※ ortho-Toluidine was reevaluated and reclassified for the 13th Report on Carcinogens. It was previously listed as reasonably anticipated to be a human carcinogen</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1-Bromopropane (1-ブロモプロパン) は、 安衛法上の規制対象物質ではない (資料 6 - 2 参照) • Pentachlorophenol and By-Products of Its Synthesis (ペンタクロロフェノール及 びその合成副生成物) については、ペンタ クロロフェノール (別名 P C P) 及びその ナトリウム塩は安衛法上の通知対象物質で ある。 • Cumene (クメン)、ortho-Toluidine (o トルイジン) は安衛法上の通知対象物質で ある。 	<p>【未規制物質の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1-Bromopropane 資料 6 - 2 参照

ECHA (European Chemicals Agency : 欧州化学品庁)

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> • REACH 規則に基づき新たに 9 物質を認可対象物質(Authorisation List)に追加した。(第 4 次 : 2014 年 8 月) • 砒酸 (砒素及びその化合物として) (7778-39-4) • アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物 (25214-70-4) • ジエチレングリコールジメチルエーテル (111-96-6) • 3, 3' - ジクロロ - 4, 4' - ジアミノジフェニルメタン (101-14-4) • 1, 2 - ジクロロエタン (107-06-2) • テトロキシクロム酸亜鉛 (クロム及びその化合物として) • ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム (クロム及びその化合物として) • クロム(Ⅲ) (クロム及びその化合物として) • クロム酸ストロンチウム (クロム及びその化合物として) (7789-06-2) 	<ul style="list-style-type: none"> • アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物、安衛法上の規制対象物質ではない。 • ジエチレングリコールジメチルエーテルは引火性の物であるが、衛生の観点からの規制はない。 • 3, 3' - ジクロロ - 4, 4' - ジアミノジフェニルメタンは、安衛令別表第 9 の対象物質である。 • 他の物質は特別管理物質又は第 1 種有機溶剤である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 認可対象物質は、物質の用途および成形品への組み込みが、認可もしくは認可の要件から免除されていない限り設定された日 (以下、日没日) 以降、使用のために上市または自ら使用することができなくなる。認可対象物質には、SVHC (高懸念物質) のように数量や濃度の条件はない。 <p>【未規制物質の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ⑥ 提案理由 <ul style="list-style-type: none"> • アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物 <ol style="list-style-type: none"> ① ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート原料 ② <1,000 【t/年】 ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ CMR • ジエチレングリコールジメチルエーテル <ol style="list-style-type: none"> ① 溶剤, 反応溶媒, 冷媒, 吸収剤, 酸性ガス洗浄剤 ② <1,000 【t/年】 ③ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分 2 B、生殖毒性 : 区分 2

		<p>④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ CMR</p> <p>※ CMR： 一定程度以上の発がん性・変異原性・生殖毒性物質</p>
<ul style="list-style-type: none"> • ECHA は高懸念化学物質(SVHCs)のうち以下の 6 物質について、新たに認可対象候補物質リストに追加した。 • Cadmium fluoride(CAS No.7790-79-6) • Cadmium sulphate(CAS No.10124-36-4; 31119-53-6) • 2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylphenol (UV-320)(CAS No.3846-71-7) • 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328)(CAS No.25973-55-1) • 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (DOTE)(CAS No.15571-58-1) • Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (reaction mass of DOTE and MOTE) 	<ul style="list-style-type: none"> • Cadmium fluoride (フッ化カドミウム) 及び Cadmium sulphate (硫酸カドミウム) は、特定化学物質等 (第二類物質) である。 • その他の物質は、安衛法上の規制対象物質ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> • SVHC (高懸念物質) リストの対象物質は、使用や上市に際して認可が必要になる。また、含有濃度が 0.1wt% を超える場合は、情報提供などの義務が発生する。 <p>【未規制物質の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ⑥ 提案理由 <ul style="list-style-type: none"> • UV-320 <ol style="list-style-type: none"> ① 紫外線吸収剤 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし ⑥ PBT、vPvB • UV-328 <ol style="list-style-type: none"> ① ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤 ② < 1000 【t/年】 ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ PBT、vPvB

		<ul style="list-style-type: none"> ・ DOTE <ul style="list-style-type: none"> ① PVC (ポリ塩化ビニル) の熱安定剤 ② <1000 【t/年】 ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ CMR ・ reaction mass of DOTE and MOTE (D OTE 及び MOTE からなる反応生成物) <ul style="list-style-type: none"> ① PVC の熱安定剤 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ CMR ※ CMR: 一定程度以上の発がん性・変異原性・生殖毒性物質 PBT 残留性、蓄積性、毒性を有する物質 vPvB 残留性及び蓄積性が極めて高い物質
--	--	--

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構)

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ OECD は、4-isopropylaniline (CAS:99-88-7)について Weight of evidence で皮膚感作性を特定し、報告書として取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4-isopropylaniline は、安衛法上の規制対象物質ではない。 	<p>【未規制物質の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連)

		④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ・ 4-isopropylaniline ① 農薬（除草剤）・染料・顔料原料等 ② データなし ③ 急性毒性（経口）：区分4、急性毒性（経皮）：区分4、皮膚腐食性／刺激性：区分1、眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：区分2、生殖毒性：区分2、特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）：区分1（血液）、特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）：区分1（血液系） ④ データなし ⑤ データなし。
--	--	---

IARC（International Agency for Research on Cancer：国際がん研究機関（WHOの外部組織））

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> IARC モノグラム 110（2014年6月）において、以下の通り改訂された。 <ul style="list-style-type: none"> ペルフルオロオクタン酸 設定無し→2B テトラフルオロエチレン 2B→2A ジクロロメタン 2B→2A 1,2-ジクロロプロパン 3 →1 1,3-プロパンスルトン 2B→2A 	<ul style="list-style-type: none"> ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパンは、特定化学物質等（第二類物質）である。 テトラフルオロエチレン及び1,3-プロパンスルトンは、安衛令別表第9の対象物質である。 ペルフルオロオクタン酸（335-67-1）は、安衛法上の規制対象物質ではない。 	【解説】 ○IARCでは、ヒトへの発がん可能性につき、 1：ヒトに対して発がん性がある 2A：ヒトに対しておそらく発がん性がある 2B：ヒトに対する発がん性の可能性がある 3：データが充分ではないため、ヒトに対する発がん性に分類できない 4：ヒトに対しておそらく発がん性はないに分類して、IARC Monograph（発がん性評価書）として公表している。

		<p>【未規制物質の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・ ペルフルオロオクタン酸 <ol style="list-style-type: none"> ① 半導体用, 消火剤, 撥水剤, 紙の表面処理剤, 樹脂改質剤 ② <1000【t/年】 ③ 生殖毒性: 区分 1 B、特定標的臓器毒性 (反復ばく露): 区分 1 (肝臓) ④ データなし ⑤ データなし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ IARC モノグラム 111 (2014年9月) において、以下の通り策定された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カーボンナノチューブ <ul style="list-style-type: none"> ・ MWCNT-7 (多層): グループ 2 B ・ MWCNT-7 以外の MWCNT: グループ 3 ・ SWCNT (単層): グループ 3 ・ フッ素エデン閃石 (鉍石): グループ 1 ・ 炭化ケイ素 <ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維状 グループ 2 B ・ ひげ状 グループ 2 A 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーボンナノチューブは、通達によって適切な取り扱いが求められる物質である。 ・ フッ素エデン閃石 (鉍石) は安衛法上の規制対象物質ではない。 ・ 炭化けい素は、安衛令別表第 9 の対象物質である。 	<p>【未規制物質の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・ フッ素エデン閃石 <ol style="list-style-type: none"> ① 単独で用いられることはないが、角閃石を成分とする耐熱材に含まれる可能性がある。(日本では、熊本県の金峰山石神山溶岩、晶洞中で発見されている。カルシウム角閃石の一種で、針状や繊維状の形態をしている。) ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。

ACGIH (American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc : 米国労働衛生専門家会議)

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> • 2014 年内の改正 • Ethylidene norbornene (16219-75-3) TWA 2ppm 10mg/m³ 追加 (C 5ppm)→4ppm 変更 20mg/m³ 追加 • Trichloroacetic acid (76-03-9) TWA 0.5ppm 追加 3.34mg/m³ 追加 	<ul style="list-style-type: none"> • いずれも安衛令別表第 9 の対象物質である。 	<p>○ ACGIH では、許容濃度の勧告を行うとともに、発がん性を、</p> <ul style="list-style-type: none"> A1：ヒト発がん性が確認された物質 A2：ヒト発がん性が疑わしい物質 A3：動物発がん性が確認され、ヒト発がん性との関連性が未知の物質 A4：ヒト発がん性に分類しかねる物質 A5：ヒト発がん性の疑いがない物質 <p>に分類して、提案理由書とともに公表している。</p>

日本産業衛生学会

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> • 2014 年内の勧告 • 塩化水素 [7647-01-0] (暫定) 許容濃度 2ppm 3.0mg/m³ 追加 • ピクリン酸 [88-89-1] (暫定) 皮膚感作性 2 追加 	<ul style="list-style-type: none"> • いずれも安衛令別表第 9 の対象物質である。 	<p>○日本産業衛生学会では、許容濃度の勧告を行うとともに、発がん性を、</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 群：ヒトに対して発がん性があると判断できる物質である。 第 2 群：ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質である。 第 2 群 A：証拠が比較的十分な物質 第 2 群 B：証拠が比較的十分でない物質

		に分類し、提案理由書とともに公表している。
--	--	-----------------------